

新市建設計画の見直しについて

新市建設計画とは、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図り、新市の均衡ある発展に資するため、合併後10年間で実施するまちづくり計画を取りまとめたものです。

尾道市におきましては、旧2市3町合わせて133事業、総事業費約1,069億円を新市建設計画(合併時)へ計上しました。

※10年間の計画期間	旧尾道市、旧御調町、旧向島町	平成17～26年度
	旧因島市、旧瀬戸田町	平成18～27年度

※公立みつぎ総合病院関係分の2事業は、独自に病院事業債等の活用を予定していることから除外しています。

しかしながら現在、自治体を取り巻く状況は非常に厳しく、より一層効率的な財政運営が求められており、持続可能な自治体運営をしていくためには新市建設計画の見直しは避けて通れないと考え、平成22年1月14日に開催された尾道市議会全員協議会において、新市建設計画の見直しについて方向性をお示しました。

新市建設計画の事業については、進行管理表を作成して事業の進行管理に努めており、計画の見直しを行うにあたって、この進行管理表をもとに、新市建設計画期間中の10年間に実施する必要があるかどうかで分類しています。

分類区分は、「完了」「実施及び実施予定」「凍結」「執行停止」の4項目です。

★完了：現時点で完了している、又は完了予定の事業。

★実施及び実施予定：現在実施中、又は新市建設計画期間内に実施を予定している事業。

★凍結：新市建設計画期間内に実施する事業と位置付けているが、実施に際して検討を要する事業。

★執行停止：新市建設計画期間中の実施を見送る事業。

「凍結」には、周辺に類似施設がある事業、熟度が低い事業、地域の合意形成が十分図られていない事業等が該当しています。それらの環境が改善されれば、事業実施可能な事業です。

「執行停止」には、施設の延命が可能なため、新市建設計画期間中での実施は見送り、耐用年数が到来した段階で実施する事業や、合併後、民間事業者による整備が進み、公共が整備する必要性が低くなった事業等が該当しています。

この資料は、平成22年1月14日に開催された尾道市議会全員協議会で方向性をお示した見直し結果に、平成22年12月末日現在の進行管理を反映させたものです。

新市建設計画については、今後も毎年見直し作業をしていく予定です。